

抜 粋

経済財政運営と改革の基本方針 2019 について

〔 令和元年 6 月 21 日
閣 議 決 定 〕

経済財政運営と改革の基本方針 2019 を別紙のとおり定める。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2019
～「令和」新時代：「Society 5.0」への挑戦～

令和元年 6 月 21 日

経済財政運営と改革の基本方針 2019 (目次)

第1章 現下の日本経済

1

1. 内外の経済動向と今後の課題

- (1) 日本経済の現状と課題
- (2) 国際経済環境の変化と課題

2. 今後の経済財政運営

- (1) 基本認識
- (2) 新たな時代への挑戦 : 「Society 5.0」実現の加速
 - ① Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり
 - ② 経済再生と財政健全化の好循環
- (3) 当面の経済財政運営等

3. 東日本大震災等からの復興

- (1) 東日本大震災からの復興・再生
 - ① 切れ目のない被災者支援と産業・生業の再生
 - ② 原子力災害からの福島復興・再生
- (2) 近年の自然災害からの復興、防災・減災・国土強靱化の加速

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

8

1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

- (1) Society 5.0 の実現
 - ① デジタル市場のルール整備
 - ② フィンテック／金融分野
 - ③ モビリティ
 - ④ コーポレート・ガバナンス
 - ⑤ スマート公共サービス
- (2) 全世代型社会保障への改革
 - ① 70 歳までの就業機会確保
 - ② 中途採用・経験者採用の促進
 - ③ 疾病・介護の予防
- (3) 人口減少下での地方施策の強化・人材不足への対応
 - ① 地域のインフラ維持と競争政策



② 地方への人材供給

2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

(1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

- ① 幼児教育・保育の無償化等
- ② 初等中等教育改革等
- ③ 私立高等学校の授業料の実質無償化
- ④ 高等教育無償化
- ⑤ 大学改革等
- ⑥ リカレント教育
- ⑦ 少子化対策、子ども・子育て支援
- ⑧ 女性活躍の推進
- ⑨ 介護人材等の処遇改善

(2) 働き方改革の推進

(3) 所得向上策の推進

- ① 就職氷河期世代支援プログラム
- ② 最低賃金の引上げ

3. 地方創生の推進

(1) 東京一極集中の是正、地方への新たな人の流れの創出

(2) 地域産業の活性化

- ① 観光の活性化
- ② 農林水産業の活性化
- ③ 海外活力の取込みを通じた地域活性化

(3) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援

(4) 地方分権改革の推進等

(5) 対流促進型国土の形成

(6) 沖縄の振興

4. グローバル経済社会との連携

(1) G20における持続的成長へのコミットメント

(2) 経済連携の推進、TPP等の21世紀型ルールの国際標準化

(3) 国際的なデータ駆動型経済拡大に向けたデータの越境流通等のルール・枠組み

(4) 持続可能な開発目標(SDGs)を中心とした環境・地球規模課題への貢献

- ① 質の高いインフラ投資
- ② パリ協定に基づく長期戦略の策定を含む環境・エネルギー問題への対応
- ③ 海洋プラスチックごみ対策
- ④ 国際保健への対応

5. 重要課題への取組

- (1) 規制改革の推進
- (2) 科学技術・イノベーションと投資の推進
 - ① 科学技術・イノベーションの推進
 - ② 成長力を強化し支える公的投資の推進
- (3) 外国人材の受入れとその環境整備
 - ① 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進
 - ② 共生社会実現のための受入れ環境整備
 - ③ 在留管理体制の構築
 - ④ 留学生の国内就職促進
- (4) 大規模国際大会等の成功とスポーツ・文化芸術立国の実現
 - ① 大規模国際大会等の成功
 - ② スポーツ立国の実現
 - ③ 文化芸術立国の実現
- (5) 資源・エネルギー、環境対策
 - ① 資源・エネルギー
 - ② 環境対策
- (6) 外交・安全保障
 - ① 外交
 - ② 安全保障
- (7) 暮らしの安全・安心
 - ① 防災・減災と国土強靱化
 - ② 治安・司法
 - ③ 危機管理
 - ④ 消費者の安全・安心
 - ⑤ 共助・共生社会づくり
 - ⑥ 住宅セーフティネットの充実等

第3章 経済再生と財政健全化の好循環 50

1. 新経済・財政再生計画の着実な推進

2. 経済・財政一体改革の推進等

- (1) 次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革
 - ① デジタル・ガバメントによる行政効率化
 - ② 効率的・効果的な予算執行の推進
 - ③ EBPMをはじめとする行政改革の推進
- (2) 主要分野ごとの改革の取組



- ① 社会保障
 - ② 社会資本整備
 - ③ 地方行財政改革
 - ④ 文教・科学技術
 - ⑤ 税制改革、資産・債務の圧縮等
- (3) 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大
- ① 「見える化」の徹底・拡大
 - ② 先進・優良事例の全国展開等
 - ③ インセンティブ改革

第4章 当面の経済財政運営と令和2年度予算編成に向けた考え方—— 74

1. 当面の経済財政運営について
 - (1) 消費税率引上げへの対応
 - ① 駆け込み・反動減の平準化
 - ② 軽減税率制度の実施
 - (2) 当面の経済財政運営
2. 令和2年度予算編成等について

用比率の情報公開を求めるといった対応を図る。

③ 疾病・介護の予防

人生100年時代の安心の基盤は「健康」である。医療・介護については、全世代型社会保障の構築に向けた改革を進めていくことが必要である。

予防・健康づくりには、①個人の健康を改善することで、個人のQOLを向上し、将来不安を解消する、②健康寿命を延ばし、健康に働く方を増やすことで、社会保障の「担い手」を増やす、③高齢者が重要な地域社会の基盤を支え、健康格差の拡大を防止する、といった多面的な意義が存在している。これらに加え、生活習慣の改善・早期予防や介護・認知症の予防を通じて、生活習慣病関連の医療需要や伸びゆく介護需要への効果が得られることも期待される。こうしたことにより、社会保障制度の持続可能性にもつながり得るという側面もある。

(Ⅰ) 疾病予防の促進について

疾病予防は、地域や職域の保険者の役割が重要であり、保険者の予防・健康インセンティブの強化を図る。

(保険者努力支援制度¹³ (国民健康保険))

先進自治体のモデルの横展開を進めるために保険者の予防・健康インセンティブを高めることが必要であり、公的保険制度における疾病予防の位置付けを高めるため、保険者努力支援制度 (国民健康保険) の抜本的な強化を図る。同時に、疾病予防に資する取組を評価し、(a) 生活習慣病の重症化予防や個人へのインセンティブ付与、歯科健診やがん検診等の受診率の向上等については、配点割合を高める、(b) 予防・健康づくりの成果に応じて配点割合を高め、優れた民間サービス等の導入を促進する、といった形で配分基準のメリハリを強化する。

(後期高齢者支援金の加減算制度¹⁴ (企業健保組合))

後期高齢者支援金の加減算の幅を2017年度の0.23%から2020年度に両側に最大10%まで引き上げることで、保険者 (企業健保組合) の予防・健康インセンティブを強化する。

(Ⅱ) 介護予防の促進について

介護予防も、保険者 (市町村) や当該地域の都道府県の役割が重要であり、保険者と都道府県の予防・健康インセンティブの強化を図る。

¹³ 保険者 (都道府県と市町村) の予防・健康づくり等への取組状況について評価を加え、保険者に交付金を交付する仕組み。

¹⁴ 企業健保組合など現役世代の医療保険が後期高齢者医療制度に対して負担・拠出する後期高齢者支援金について、当該企業健保組合の予防・健康づくり等への取組状況について評価を加え、加算 (ペナルティ) 又は減算 (インセンティブ) を行う仕組み。

健事業を行うため、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する。高齢者の通いの場の活用など、介護予防の取組の更なる推進に向け、介護保険制度の保険者機能強化推進交付金の抜本的強化を図る。

(iii) 健康増進に向けた取組、アレルギー疾患・依存症対策

健康増進の観点から受動喫煙対策を徹底する。また、産学官連携による推進体制を2020年度末までに整備し、自然に健康になれる食環境づくりを推進する。脳卒中や心疾患については、昨年成立した循環器病対策基本法¹⁷³に基づき、循環器病対策推進基本計画を策定し、予防、医療機関の整備、情報の収集・提供、研究などの取組を着実に推進する。口腔の健康は全身の健康にもつながることからエビデンスの信頼性を向上させつつ、国民への適切な情報提供、生涯を通じた歯科健診、フレイル対策にもつながる歯科医師、歯科衛生士による口腔健康管理など歯科口腔保健の充実、入院患者等への口腔機能管理などの医科歯科連携に加え、介護、障害福祉関係機関との連携を含む歯科保健医療提供体制の構築に取り組む。生涯を通じた女性の健康支援の強化に取り組む。アレルギー疾患の重症化予防と症状の軽減に向けた対策を推進する。あわせて、一般用医薬品等の普及などによりセルフメディケーションを進めていく中で、健康サポート薬局についても、その効果を検証しつつ取組を進める。アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策について、相談・治療体制の整備や民間団体への支援、速やかな人材育成等に取り組む。ゲーム障害についても、実態調査の結果等を踏まえて、必要な対策に取り組む。

(多様な就労・社会参加に向けた年金制度改革等)

高齢者、女性をはじめとして多様な就労・社会参加を促進するため、勤労者が広く被用者保険でカバーされる勤労者皆社会保険制度¹⁷⁴の実現を目指して検討を行う。働き方の多様化に応じた年金受給開始時期の選択肢の拡大、被用者保険の適用拡大について検討を進めるなど、多様な生き方、働き方に対応した社会保障制度を目指す。雇用の期間を「縦」に伸ばす観点から、元気で働く意欲のある高齢者の雇用機会の更なる拡大に向けた環境を整備するとともに、雇用の選択肢を「横」に広げていく取組を進める。あわせて、サービス業で増加している高齢者の労働災害を防止するための取組を推進する。

短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について、これまでの被用者保険の適用拡大及びそれが労働者の就業行動に与えた影響についての効果検証を行うしつつ、法案提出も含めた必要な措置を講ずる。また、多様で柔軟な働き方を支援するため、就業調整の是正に向けた環境整備を進めるとともに、企業によるキャリア相談やサバティカル休暇制度の導入を促進する。

高齢期における職業生活の多様性に応じた一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方について、高齢者雇用の動向、年金財政や再分配機能に与える影響、公平性等に留意

¹⁷³ 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）。

¹⁷⁴ 被用者保険の更なる適用拡大。

連携の必要性や技術動向、費用対効果等を検証しつつ、医師や患者の抵抗感、厳重なセキュリティと高額な導入負担など、推進に当たっての課題を踏まえた対応策の検討を進め、2020年夏までに工程表を策定する。あわせて、医療情報化支援基金の使途や成果の見える化を図りつつ、電子カルテの標準化を進めていく。介護情報との連携を進めるに当たって、手法等について引き続き検討する。医療保険の審査支払機関について、「支払基金業務効率化・高度化計画・工程表」等に掲げられた改革項目を着実に進める。

(ii) 医療提供体制の効率化

2040年に向けて人材不足等の新たな課題に対応するため、地域医療構想の実現に向けた取組、医師偏在対策、医療従事者の働き方改革を三位一体で推進し、総合的な医療提供体制改革を実施する。

地域医療構想の実現に向け、全ての公立・公的医療機関等に係る具体的対応方針について、診療実績データの分析を行い、具体的対応方針の内容が、民間医療機関では担えない機能に重点化され、2025年において達成すべき医療機能の再編、病床数等の適正化に沿ったものとなるよう、重点対象区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うとともに、適切な基準を新たに設定した上で原則として2019年度中¹⁷⁷に対応方針の見直しを求める。民間医療機関についても、2025年における地域医療構想の実現に沿ったものとなるよう対応方針の策定を改めて求めるとともに、地域医療構想調整会議における議論を促す。こうした取組によっても病床の機能分化・連携が進まない場合には、2020年度に実効性のある新たな都道府県知事の権限の在り方について検討し、できる限り早期に所要の措置を講ずる。地域医療介護総合確保基金の配分（基金創設前から存在している事業も含む）における大幅なメリハリ付けの仕組みや国が主導する実効的なPDCAサイクルを構築するとともに、成果の検証等を踏まえ、真に地域医療構想の実現に資するものとする観点から必要な場合には、消費税財源を活用した病床のダウンサイジング支援の追加的方策を講ずる。病床の転換や介護医療院への移行等が着実に進むよう、地域医療介護総合確保基金や急性期病床や療養病床に係る入院基本料の見直しによる病床再編の効果などこれまでの推進方策の効果・コストの検証を行い、必要な対応を検討する。質が高く効率的な救急医療提供体制の構築のため、救急医療のデータ連携体制の構築、救急救命士の資質向上・活用に向けた環境整備に関し検討を行う。

諸外国と比べて高い水準にとどまる入院日数の縮小を目指す。特に精神病床については、認知症である者を含めその入院患者等が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築など基盤整備への支援等を講ずる。

病院と診療所の機能分化・連携等を推進しつつ、かかりつけ機能の在り方を踏まえながら、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師の普及を進めるとともに、医療機関へのかかり方について行政・保険者等が連携し啓発を行う。高額医療機器の効

¹⁷⁷ 医療機関の再編統合を伴う場合については、遅くとも2020年秋頃まで。

